新潟労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金（平成20年新潟労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 13 日

新潟労働局長　大崎眞一郎

第４号中「１時間791円」を「１時間801円」に改める。

岐阜労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金（平成20年岐阜労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 13 日

岐阜労働局長　佐々木秀一

第４号中「１時間868円」を「１時間873円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月21日から効力を生ずる。

香川労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、香川県船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成20年香川労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 13 日

香川労働局長　谷川　隆一

第４号中「１時間815円」を「１時間821円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月15日から効力を生ずる。

熊本労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、熊本県百貨店，総合スーパー最低賃金（平成20年熊本労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 13 日

熊本労働局長　峯　作二郎

第４号中「１時間698円」を「１時間700円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月15日から効力を生ずる。

熊本労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成20年熊本労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 13 日

熊本労働局長　峯　作二郎

第４号中「１時間753円」を「１時間759円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月15日から効力を生ずる。

熊本労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年熊本労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 13 日

熊本労働局長　峯　作二郎

第４号中「１時間704円」を「１時間710円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月15日から効力を生ずる。

大分労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県鉄鋼業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 13 日

大分労働局長　久保　雅裕

第４号中「１時間780円」を「１時間788円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月25日から効力を生ずる。

大分労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 13 日

大分労働局長　久保　雅裕

第４号中「１時間707円」を「１時間713円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月25日から効力を生ずる。

国家試験

平成 24 年度検察官特別考試合格者

平成24年度検察官特別考試の合格者を次のとおり公告する。

平成 24 年 10 月 29 日

検察官・公証人特別任用等審査会長

渡邉　一弘

合格者氏名

中澤　　智

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十四年十月三十一日付けで指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十九条の規定に基づき公告する。

平成二十四年十一月十三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
独立行政法人都市再生機構	京都府八幡市男山笹谷確定測量図及び調査簿	京都府八幡市男山笹谷の一部
独立行政法人都市再生機構	奈良県奈良市鶴舞東町・学園朝日町確定測量図及び調査簿の一部	奈良県奈良市鶴舞東町・学園朝日町の一部
独立行政法人都市再生機構	千葉北部地区新住宅市街地開発事業の測量図及び調査簿	千葉県印西市の一部
群馬県	多田山産業団地確定測量図及び調査簿	群馬県伊勢崎市赤堀今井町二丁目の一部

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十一月九日（金）

○一般案件

一、人権委員会設置法案を国会に提出することについて（決定）（法務・財務省）

一、人権擁護委員法の一部を改正する法律案を国会に提出することについて（決定）（法務省）

○法律案

一、内閣府設置法の一部を改正する法律案（決定）（内閣府本府）